

県民体育大会事務取扱について

- 1 趣旨について
広く県民各層にスポーツを普及し、県民の健康増進と体力向上を図り、併せて地域スポーツの振興と文化の発展に寄与するため、県民体育大会を開催する。
- 2 主催について
大会を主催する団体は、公益財団法人宮城県スポーツ協会に加盟している競技団体とする。
- 3 共催について
大会を共催する団体は次のとおりとする。(要項、プログラム等には必ず掲載のこと。)
 - (1) 宮城県教育委員会
 - (2) 公益財団法人宮城県スポーツ協会
 - (3) 宮城県高等学校体育連盟
 - (4) 宮城県中学校体育連盟
- 4 事業の変更
事業計画に変更があった場合は、直ちに事業計画変更（中止）届を提出する。
- 5 大会名について
大会名は県民体育大会と分かりやすく明記する。
また、複数の大会を兼ねて実施する場合は、県民大会を一番上部に明記する。
- 6 開催について
日付をまたいで当該大会を開催する場合は、分かりやすく開催要項に記載をする。
- 7 表彰について
表彰は主催者が行う。なお、賞状等の表彰物は、主催者が準備する。
- 8 施設減免について
承認通知および大会要項等を各施設へ提出すること。県有施設においては、承認通知を確認し、減免制度を適用する。
- 9 報告について
大会終了後 1 か月以内に事業報告書を提出する。
- 10 保険の加入について
大会開催の際は、必ず「スポーツ傷害保険」等に加入する。